

# 平成30年度 三宅村教育委員会の主要施策

## 確かな学力の向上

### 【主要施策1】基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

- 学力調査を小学校及び中学校において実施し、その分析結果を基に授業改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。
- 各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎・基本的な内容の確実な定着を図る。
- I C T機器を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。
- 小学校及び中学校において研究授業を隔年で実施し、研究協議会を通してI C T機器を活用した指導方法の充実を図る。
- 家庭と連携し、児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ、学習意欲の向上を図る。

### 【主要施策2】知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

- 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業実践に還元する。
- 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。
- 一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。
- 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するため、小学校の外国語活動や中学校の外国語授業の充実を図る。

## 健全な心と体の育成

### 【主要施策3】人権教育の推進

- 東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
- 相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人の思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

### 【主要施策4】道徳教育の充実

- 子供たちに、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心をはぐくむため、「法」に関する教育を推進するとともに、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、道徳教育の一層の充実を図る。また、「東京都教育の日」を中心にして、「心の東京革命」教育推進プランなど、東京都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。

## **【主要施策5】児童・生徒の実態に即した体力向上**

- 子供の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する。
- 児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させる。

## **【主要施策6】学校・家庭・地域が連携した運動習慣の形成**

- 東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。
- 村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

### **社会的自立の基礎を培う**

## **【主要施策7】島内の職場体験の充実**

- 児童・生徒の正しい勤労観・職業観をはぐくむため、社会科見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむ。

## **【主要施策8】小・中・高が連携したキャリア教育**

- 児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。

### **地域の特性を生かした教育**

## **【主要施策9】保・小・中・高の連携による教育活動の推進**

- 異校種間の連携を重視した教育を推進する。特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施するとともに保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。
- 保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。
- 子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力をはぐくみ、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特色を生かした指導方法の工夫・改善を進める。

## **【主要施策10】火山などの自然科学の学習を取り入れたカリキュラムの編成**

- 気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。

## **【主要施策11】郷土理解学習の推進**

- 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させて、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ「郷土学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようとする人材を育てていく。

### **自然と共生する知識と態度の育成**

## **【主要施策12】自然との共生をめざし、科学的素養を育む学習の充実**

- 生活を見直し環境に配慮した行動を実践することや三宅島の豊かな自然の中で体験活動をし、環境について考え、環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。

### **【主要施策13】学校における火山災害・地震災害・台風等の自然災害の危機管理マネジメント策定**

- 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山災害・地震災害・台風等の自然災害に対応した安全政策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備する。
- 子供が安全にくらすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。

### **一人一人に応じた指導**

### **【主要施策14】特別支援教育の推進のための理解啓発**

- 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

### **【主要施策15】保・小・中・高の円滑な引継ぎができるような支援システムの構築**

- 児童・生徒の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期解決を行う。また、児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。
- 子供の心の問題や不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における教育相談機能の充実を図る。
- 様々な体験活動や探究活動の機会を設け、子供たちに感動を与えるとともに、視野を広げ、次代を担う夢と希望をもった人材を育成する。

### **家庭教育への支援**

### **【主要施策16】各学校の家庭学習の習慣化を図るための支援**

- 家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。

### **【主要施策17】学校・家庭における食育の推進**

- 児童生徒が望ましい食習慣を確立し、健全な食生活を送ることができるようにするため村立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進する。
- 関係諸機関とも連携を図りながら、食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の推進を図る。

### **地域人材の活用**

### **【主要施策18】学校公開や道徳授業地区公開講座、人権教育推進協議会の地域人材参加への支援**

- 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を、村民の理解と協力の上で推進する。そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう、学校の教育活動を広く村民へ公開する。
- 授業公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報を発信するなど、開かれた学校づくりをさらに充実させ、村民からの信頼と期待に応えた教育を推進する。

### **【主要施策19】学校評価の充実**

- 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

### **【主要施策20】学校経営への支援**

- 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。
- 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。
- 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。
- 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間授業計画の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実施及び公表、校内研修の充実等を支援する。

### **文化活動の充実**

### **【主要施策21】地域伝統芸能の継承と発展**

- 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。

### **【主要施策22】地域の文化的施設等の整備**

- 郷土資料館や図書館、文化会館等社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会にかかる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。
- 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。
- 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の開放や効果的な運営を図る。

### **オリンピック・パラリンピック教育**

### **【主要施策23】学習活動を支える取組の充実・支援**

- 学校教育において、様々な活動や交流を組み合わせ、調和のとれた知・徳・体を育成していくことができるよう支援していく。
- 学校教育において、郷土の伝統文化に愛着を深め、豊かな国際感覚を身に付け、進んで発信する能力を育成することができるよう支援する。
- 真の共生社会を実現するために、障害者理解の学習や交流を通して多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリー・ボランティアの精神を児童・生徒に浸透させる。

(平成30年1月18日 三宅村教育委員会決定)